

植民地と国語教育

Colonies and National Language (Japanese) Education

田中 寛
佐藤 広美
北川 知子
宇賀神 一
中田 敏夫
大石 茜
田中 友佳子
魏 吉菲
合津 美穂
黒川 直美
白柳 弘幸
佐藤 飛文
上田 崇仁
松浦 勉
三井 登
芳賀 普子
陳 虹彩
佐野 通夫
清水 知子
岡部 芳広
Andrew Hall
丸山 剛史



植民地教育史研究年報◎2021

Reviews of Historical Studies of Colonial Education vol.24

書評

松下佳弘著

『朝鮮人学校の子どもたち

——戦後在日朝鮮人教育行政の展開——』

芳賀普子*

はじめに

私たち「日本植民地教育史研究会」が、年報の書評対象にこの戦後在日朝鮮人教育行政研究書を選んだことを歓迎する。

個人的感想を書かせて頂くと、著者松下氏が教育現場の仕事を退職した後、大学院に入学して研究に向かったとのことで、似たような経験をもつ筆者は、著者が立派な研究成果を上梓できたことをうれしく思う。よくこれだけ詳細に行政の一次資料を整理して並べられたものだ、と驚いたのが最初の印象である。著者の問題意識として、序章において本書が小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史編』(朝鮮学校について学ぶ者の必読書)を超えようとした書であることが述べられている。では、小沢の著作の問題点はどこにあったか？ 著者は、高史明による書評(1974年)での「この通史が、もっぱら権力とそれに対抗する運動のみにしほられている」という指摘を引用する(21頁)。著者が70年代から抱えていた問題意識と、京都での公立学校における「外国人教育」の取り組み・体験が、研究成果としてこの著作に結実した。小沢の著書は、民族教育を守る運動と対立する日本権力側の同化政策(植民地時代からいわれる)との二項対立で図式化されるものであったといえよう。そこで、著者は朝鮮人側の自主性に対しての国家中央・地方行政による教育の公共性との関係を、二項対立という図式化された形に落とすのではなく、解放後から次々に起きる朝鮮人学校問題を日本行政側(朝鮮人教育を規制・抑圧

*出版社自営

した権力側)の一次資料を詳細に渉猟して分析していったのである。そして民族教育の自主性を守ろうとする朝鮮人学校側からの対応も、入手できる限りの資料を駆使して解明している。ということで、本書は朝鮮人学校教育行政史研究であるのだが、朝鮮人学校への理解を深化させて、戦後日本の公教育史、特に教育行政史の一面¹へもつなげてくれるものである。

本書の内容

まずは、本書の目次を紹介して、内容を紹介しよう。

序章

第一節 本書の課題と研究の視点

第二節 登場する主な主体

第三節 先行研究

第一部 朝鮮人教育に対する行政措置とその執行

第一章 朝鮮人教育施設の開設と行政当局の対応 1945年9月～47年12月

第二章 学校に対する行政措置の枠組みと執行 1948年1月～49年3月

第三章 教育費の公費支出をめぐる攻防 1949年4月～9月

第四章 朝鮮人学校閉鎖措置の法的枠組み 1949年10月～11月

第五章 学校閉鎖措置の執行 1949年11月～12月

第二部 一九五〇年代前半における公立学校の朝鮮人教育

第六章 公立朝鮮人学校・分校の開設 東京都・兵庫県

第六章補論 四府県における公立朝鮮人分校開設の経緯

第七章 愛知県における朝鮮人学校の「完全閉鎖」をめぐる攻防

第八章 京都府における公立小学校「朝鮮学級」の開設と京都朝鮮中学の設置認可

終章

資料編 文献目録 あとがき

第一部は、1945年からの朝鮮人教育施設に対する行政当局の対応から始まり、49年の朝鮮学校閉鎖令と警察力を用いてのその廃校措置について詳説する。49年までの教育行政と政策を、特に京都府の事例に多くの頁を費やして論じている。48年時期の朝鮮人学校について本書は「急増する朝鮮人教育施設」として行政側の認識で書いており、初めのうち実態は分かりにくいが、文部省調べによる閉鎖学校数・生徒数の県別数の表などから、分かるようになっている(181-182頁)。その他、生徒数、教職員人数・氏名なども閉鎖学校について解説と共に表に作成されており、それらを照合しながら考えることができる。朝鮮人学校通史としても重要な部分である。第一部だけで表が11点もある。行政機関として占領軍、日本政府、地方自治体の三者組織の関係と、朝鮮人学校に対する行政手続きや経緯がチャート化されており理解を助けてくれる。閉鎖措置に至る行政措置としてまず、48年文部省が出した「朝鮮人児童の就学義務」と「朝鮮人学校の各種学校設置を認めない」の二通達が出されたこと、そして、この二通達を受けた地方行政当局の対応は当時の府県軍政部により相当異なったものであったことも明らかにされる。その中で、学校側の激しい反対運動に対して非常事態宣言が出された「神戸事件」がこれまでよく知られているが、著者は他の地方、広島、京都の事例を掘り下げている。また、この二通達に即して、49年に文部省は朝鮮人教師の「教職適格審査」を実施するようGHQの意向をうけて地方に通達したこと、適格審査を受けた朝鮮人教師について著者は極秘資料入手して、所属学校、氏名、学歴その他も貴重な史料でリストアップして、適格検査により追放された朝鮮人一世教師たちの姿を浮かび上がらせたことも功績である。

1949年10月、全国一律に朝鮮学校閉鎖処置がなされる。「団体等規政令」と「解散団体の財産及び処分等に関する政令」の二政令による執行であった。学校設置者が解散令を受けた朝鮮人総連合会(朝連)の団員であることが、執行理由であった²。著者が「二政令」とまとめた廃校のための法令と、前述の「教職適格審査」をもって、支配側は学校から朝連の影響をことごとく排除しようとした。設置者が朝連である学校は即刻「廃校」にできたが、それ以外の学校には、学校教育法第十三条に基づく学校閉鎖命令を発したのである。

本書では、「二政令」適用校数と「第十三条」適用校の閉鎖学校数表を作成して、学校教育法による閉鎖学校数の方が多い(63:209)ことを明らかにしており、朝鮮人学校廃校問題についての新たな視点といえる。また、第三章の「教育費の公費支出をめぐる攻防」で、49年「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願」が衆議院で一旦採択されたにも拘わらず、閣議決定で教育費の公費支出は必要無し、と判断された問題が取り上げられる。朝連解散に連動しての政府による政治的解決であったことが示されている。なぜ国庫負担請願が採択後、ないがしろにされてしまったかは筆者も分からぬままであった。著者は『官報』の衆議院会議録から決議内容の「修正」記事を探し出して書き換えがなされてうやむやにされた事実も明らかにしている。

第二部は、朝鮮人学校閉鎖後、公的教育機関での学校教育を受けざるを得なくなった子どもたちが、公立化された学校などで学ぶことになる経緯と、実際の公立学校での実態、生徒数、教員などのデータを並べ、またその授業内容などを扱う。学校の後ろ盾を失った子どもたちの処遇に関しては、日本人の学校に分散させるのではなく、自主学校として継続したもの、朝鮮人児童のみで構成される「公立学校」「分校」としたもの、まとめて集団入学させて公立学校の中に「民族学級」を設置したもの、に大別されたあらたな学校で学ぶことになる。朝鮮人児童のための公立学校が存在したことはあまり知られておらず、いわば忘れられた学校が教育史において大きな意味があったことを示している。朝鮮人学校における教育を「民族教育」、行政における公立学校を「同化教育」とする枠組みでは収まらない学校教育の問題が展開されている。第二部で100頁にわたって論じられているように、朝鮮学校の公立化をめぐる法的な問題と、学校教育法に規定された公立学校の中での民族教育を考えることは、学校教育政治史そのものだけを考えることだけではなく、外国人生徒が増えている21世紀の日本の学校現場の問題にも示唆を与えてくれることである、と思う。公立学校における朝鮮人教育の対応はそれぞれの地方行政独自の動向が顕著であったことから、地方別に叙述されている。東京都、兵庫県、京都府の公立化、神奈川県、大阪府、岡山県、他府県と異なる特徴をもつ山口県の分校化の経緯と学校の詳細が、それぞれ論考されている。また、目次で示されているように第二部は、1950年

代前半を扱っているのだが、公立化された学校が50年後半以降どのような経緯をたどったかも報告されている。公立化、分校化の処遇、そして廃校に至る過程は地方ごとに大きく異なるので、要約して紹介することは難しいが、朝鮮学校側との交渉記録、また当時の学校在籍者、朝鮮語担当教師たちの聞き取りも載せてあり、公立・分校に通った在日の子どもたちが数少なくなっている現在、当事者の姿を伝える貴重な記録になっている。

本書が示す問題

副題が「戦後在日朝鮮人教育行政の展開」とあるように、本書は在日朝鮮人教育行政を、特に地方自治体の原資料を用いて精査した研究書であり、地方ごとに異なる行政の方針を詳細に記述してあるので、じっくり読む必要がある。筆者は教育行政の展開という森に入つて、森の木の葉一枚一枚を観察しているような印象を受けた。京都府の研究に多くの頁が割かれているので、願わくは、京都中心の研究者・教育関係者によって本書がシンポジウム等で取り上げられ、広く研究成果が共有されれば、本書は研究史に残る業績となろう。

「はじめに」で筆者が紹介したように、民族学校史研究としての本書は「民族教育」と権力による「同化」政策の二項対立を超えた議論を目指した研究でもあった。権力による「同化」を悪として、「日本教育を受ける朝鮮人子どもたちが受ける現実とは、ほとんど縁遠い空論や対立的論争に毎日を過ごし」(在日朝鮮人活動家の自己批判の言葉、336頁)た、48年から50年初頭の一時期を日本側の資料を駆使して叙述することにより二項対立の研究枠組みは超えられている。

「教育行政研究の森」の上には山がそびえていた。第一部第二章と第三章でも取り上げられる占領軍である。朝連に適用して、団体解散、財産の接収並びに主要役員を公職追放した「団体規制令」が、元来「軍国主義的、極端な国家主義的」団体を規制する政令であったのに、解放後の朝鮮人たちの運動団体に適用された。また、朝鮮人教師追放に適用された「教職適格審査」も「軍国主義者」などの追放を目的としていたもの

が、軍国主義等の被害者である朝鮮人教員に適用された。著者は「戦後民主教育」がその出発点において、戦前の内務行政を思わせるような乱暴な法運用と共存したこと、多くの「戦後民主教育」の担い手たちがそのことの問題性を自覚し得なかった(171頁)と指摘する。解放後の朝鮮半島南部は東アジアで唯一軍政下にあり「彼らの目的は、ソ連の影響を受けている革命の潮流と、国内の自主革命の潮流をせき止める防波堤を築くことであった」³のであり、前述した48年の「神戸事件」は共産党に扇動された「暴動」と報じられ、また日本の占領軍は朝鮮南部の単独選挙反対運動と「朝鮮人学校」の激しい教育抗争とを連動したものととらえていた⁴。日本が東アジアの共産化に対する反共教育の場と位置付けられたことは教育史上周知されているが、朝鮮人学校問題とは結び付けて考えられにくかった。現在でも、朝鮮学校無償化裁判を支援する運動について「北朝鮮政権を応援するもの」と、学校で学ぶ子どもたちとは無関係に、政治的に措置される傾向は民主主義を標榜する陣営においてもある⁵。当時、憲法の上に位置したGHQ指令により、49年の朝鮮学校閉鎖措置はなされたが、指示した占領軍の姿は本書においても、現在見えにくくなっている。本書で扱われた10年間が、その後の朝鮮人教育行政に影響を与えたと著者が述べるように、占領下で日本国民とみなされ「就学義務」を有した朝鮮人子どもたちが、次は講和条約により日本国籍を失い、日本の公費による教育を受けることになる行政問題の推移は、教育の自主性と公共性が絡み合う問題として本書に強く通底していて、優れた研究書となっている。日本の戦後民主主義教育の担い手たちが残した課題を、私たちが引き継ぐ責任があることを本書は示している。また、書籍としてよく編集されているが、森の中に分け入つて出口にたどり着く手助けとして年表が付いていたら、もっと良かったと思う(頁数が増える!)。最後に、蛇足であるが唯一気が付いた誤植は、SCAP文書記載のローマ字表記を朝鮮名漢字で起こしたもので、無理からぬことでもあるが、日本人が間違いやさしい朝鮮人姓チヨの「曹」を「曹」とした箇所、「やはり…」とむしろ笑が出た(80頁)。

(六花出版、2020年、476頁)